

河川占用申請に関わる参考資料について

日頃、県の河川行政に関して、御理解と御協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。
標記について、下記のとおり、申請書の“参考資料”を作成しました。

申請に当たっては、事前に河川区域内の占用等の可否も含め、各担当地区の管理班
河川担当・企画検査課河川占用担当・工事班長に相談・確認してください。

記

●申請書の“参考資料”

- 1 許可申請書（鑑）
- 2 乙の 2・4 など
- 3 申請理由書（事業計画の概要を記載した図書）
- 4 変更申請の場合、前回の許可書・明細書の写し
- 5 位置図
- 6 案内図
- 7 公図写し
- 8 実測平面図
- 9 実測横断面図（実測年月日を記入する）
- 10 工作物の設計図
- 11 占用する土地の面積計算書及び丈量図
- 12 現況写真
- 13 その他河川管理者が求める資料（審査チェックリスト、工程表 等）

※ 各資料の作成に当たっては、次ページ以降のサンプルを参考にしてください。

●参考文献

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ・改定 解説・河川管理施設等構造令 | (社) 日本河川協会 |
| ・改訂 解説・工作物設置許可基準 | (財) 国土開発技術研究センター |
| ・河川工作物設置の審査手引き | 中部地方整備局河川部 |
| ・静岡県河川管理事務必携 平成 23 年 3 月 | 静岡県交通基盤部河川砂防局 |
| ・静岡県河川管理事務必携 平成 4 年 3 月 | 静岡県土木部河川課 |

別記様式第八（甲）

許 可 申 請 書

文 書 番 号
平成 29 年 6 月 1 日

静岡県知事 川勝 平太 様
(河川管理者)

申請時期は余裕を
もって提出

住 所 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
申請者
氏 名 静岡県知事 川勝 平太 ⑩
(海岸管理者)

24
別紙のとおり河川法第 条の許可を申請します。
26

担当及び連絡先
島田土木事務所 工事第 3 課
主査 ○△ □△
電話：0123-45-6789

(乙の2)

(土地の占用)

1 河川の名称

二級河川勝間田川水系勝間田川

2 占用の目的及び態様

海岸を保全する目的で製作する消波ブロックの製作ヤードおよび仮置場として使用するため。

3 占用の場所

牧之原市 静波 字前浜 2250-1 地内 ほか6筆
(勝間田川水門下流部右岸)

4 占用面積

1,600 平方メートル

河川区域と河川用地が
重なるところ。
河川内民地等は除く

5 占用の期間

平成29年11月1日から平成30年2月28日まで

(乙の2)の文字・数量等は、添付資料
と見比べるため、添付資料の旗上げ
等の文字・数量等と整合を図る

(乙の4)

(工作物の新設)

1 河川の名称

二級河川勝間田川水系勝間田川

2 目的

海岸を保全する目的で製作する消波ブロックの製作
ヤードおよび仮置場として使用するため。

3 場所

牧之原市 静波 字前浜 2250-1 地内 ほか6筆
(勝間田川水門下流部右岸)

4 工作物の名称又は種類

消波ブロック
作業ヤード

(乙の4)の文字・数量等は、添付資料
と見比べるため、添付資料の旗上げ
等の文字・数量等と整合を図る

5 工作物の構造又は能力

消波ブロック 5 t × 100 個
作業ヤード (整地) 40 × 40 = 1,600m²
※その他申請添付図書のとおり

6 工事の実施方法

- ・作業ヤード整地後、消波ブロック用の型枠を設置。
- ・コンクリートを打設し、養生後、型枠を取り外す。
- ・消波ブロックを海岸保全区域へ搬出する。

7 工期

平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

8 占用面積

河川区域と河川用地
が重なるところ。河川
内民地等は除く

- (1) 河川区域内行為面積 1,600 平方メートル
(2) うち 占用面積 1,600 平方メートル

9 占用の期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

申請理由書

・必要やむを得ない理由を明記する。

海岸を保全する目的で消波ブロックを製作する。

消波ブロック設置位置付近では波浪の影響があり、堤内においては優良農地が広がり作業ヤード及び消波ブロックの仮置場を確保できない。また、海岸線付近の道路は幅員が狭く、他地域からのブロック搬入が困難である。このため、勝間田川水門右岸下流部を作業ヤード等として占用したい。

なお、勝間田川水門は、河川整備基本方針にて対象とされる概ね50年に1回発生する洪水（ $560\text{m}^3/\text{s}$ ）を安全に流すことができる断面を確保している。今回の占用位置は、水門からの流下断面位置を外した横堤下流を設定する。

占用期間は非出水期のうち、雨の少ない11月から2月までとする。

また、台風や大雨時など増水が予想される場合は、作業を中止し、移動できる資機材を河川区域外へ退避させ増水に備えるとともに、増水前中後の現場点検を実施する。

以上

申請理由書（以下を考慮して記載する）

- ・河川区域内の土地の占用は、原則、認めるべきものではない。ただし、公共性があり、必要やむを得ないと認められる場合に、技術的基準の範囲内で許可することができる。
- ・新築等に係る事業計画の概要を記載する。（工作物を当該場所に設置する理由を含む）
- ・河川区域内の工事期間は、原則、非出水期（11～5月）でできる限り短くする。



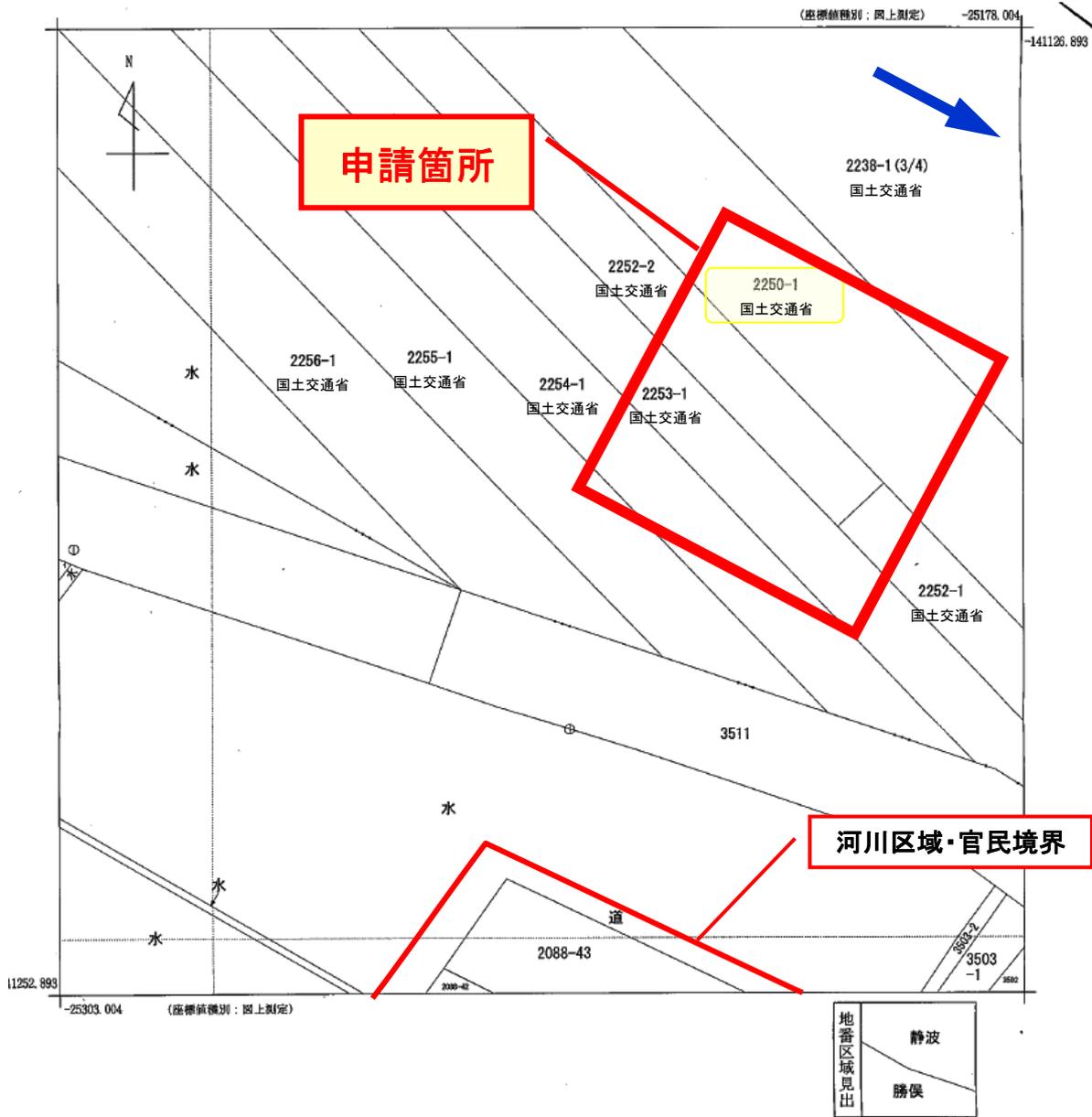
位置図

縮尺・1/50,000
もしくは
各市町が A4 におさまる程度の縮尺



案内図 1/4,500

上のサンプル もしくは ゼンリン程度 の縮尺。A4 サイズ



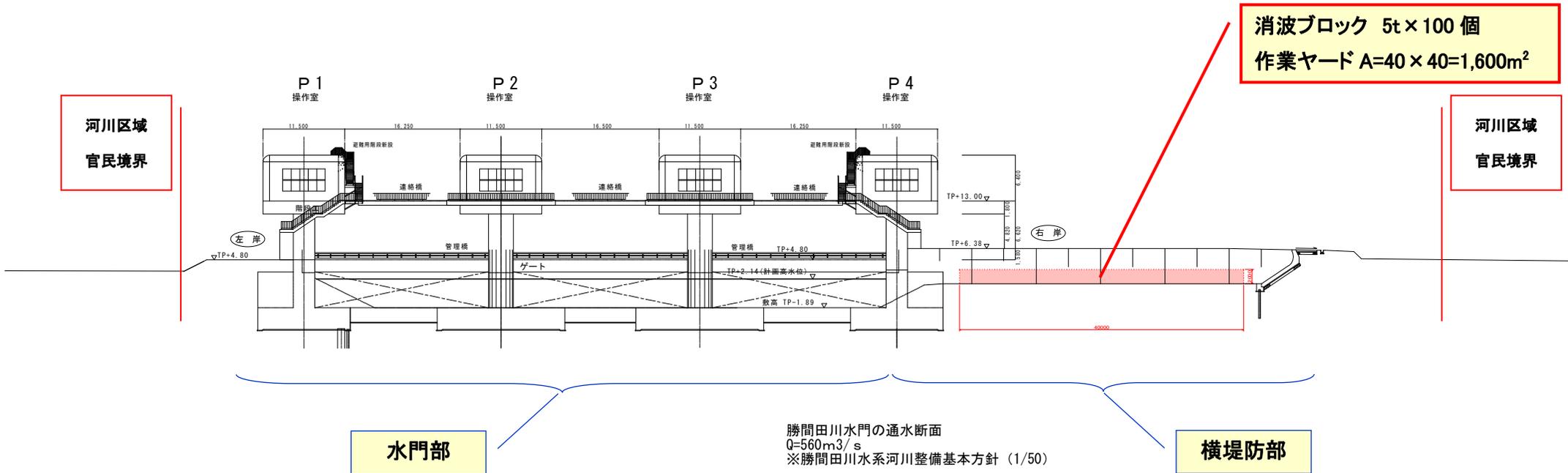
請求部	所在	牧之原市静波字前浜				地番	2238番1		
出力尺	1/500	精度区	甲二	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成6年3月			備付年月日(原図)		補事項			

公図写し (1:1,000以上)

- ・最新のを法務局から入手
- ・乙の2・4は、牧之原市 静波 **字前浜** 2250-1 地内 ほか6筆 まで記入
- ・占用範囲に含まれる土地は所有者名を記入
- ・占用工作物の位置を工作物の形状で記載

河川全体に対する位置付けがわかるように

横断面図 S=1:〇〇



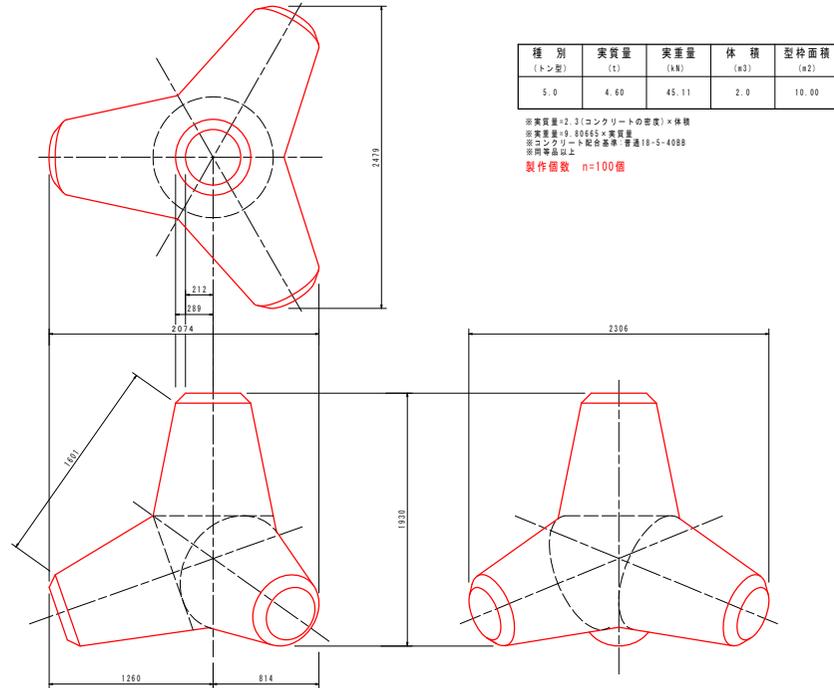
実測年月日：平成 28 年 1 月 5 日

- ・上流から下流を望む(右岸・左岸が合う)
- ・堤防肩から 20m 程度まで民地側の高さを図示(有堤・掘込河道の判断)
- ・河川区域、官民境界を朱線で明示
- ・占用工作物が、治水上問題ないと判断できる資料とする

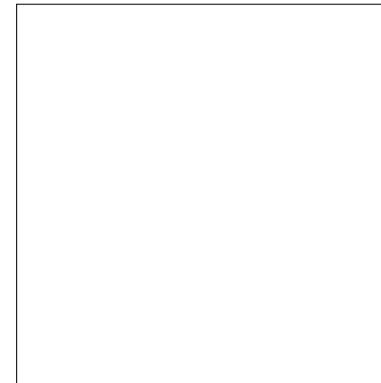
消波ブロック構造図 S=1:20 (S=1:40)

丈量図 S=1:〇〇

テトラポッド 5.0トン型



40.0



40.0

$$A = 40 \times 40 = 1,600\text{m}^2$$

遠景：河川全体に対する位置付けがわかるように



写真-1 全景（下流から）

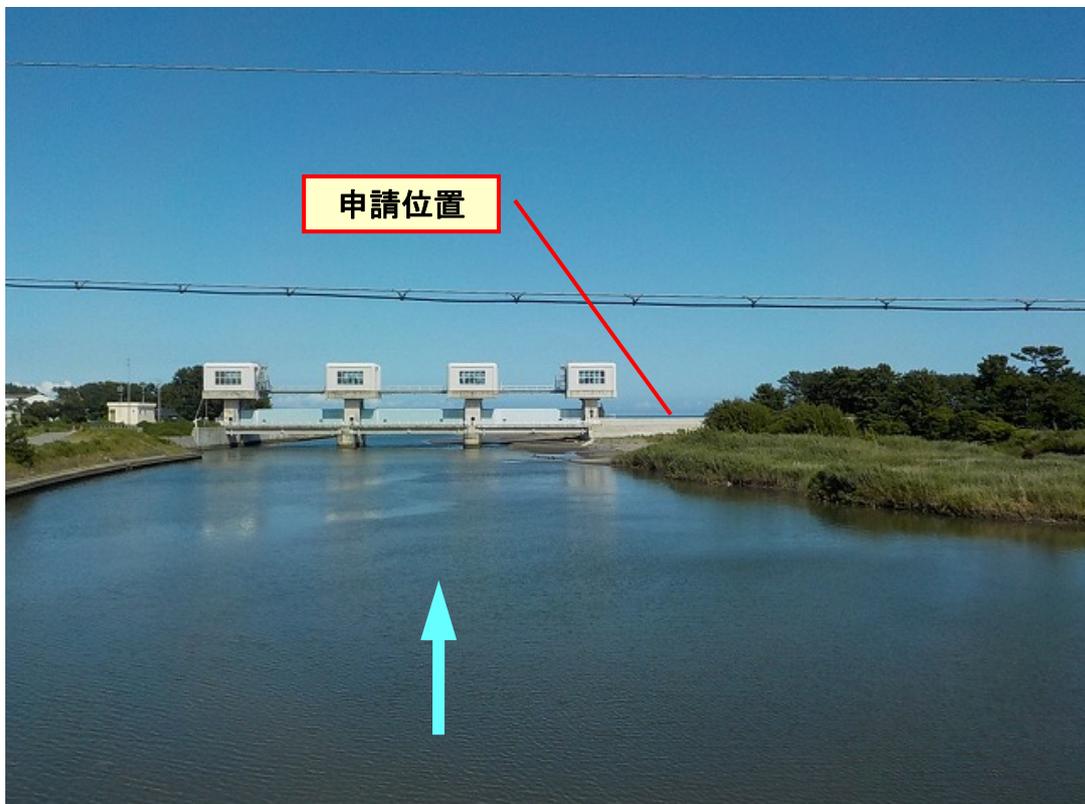


写真-2 全景（上流から）

近景：実際の占用物がわかるように



写真-3 近景（下流から）



写真-4 近景（上流“横堤”から）

作成要領(抜粋)

静岡県河川管理事務必携

平成 23 年3月

静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課

7. 許可申請書作成基準

1 申請書は、目的に従って下表の様式によること。

申請の目的	様式第8								
	甲	乙 の 1	乙 の 2	乙 の 3	乙 の 4	乙 の 5	乙 の 6	乙 の 7	乙 の 8
水利使用	第23条 第24条、第26条	○							
土地の占用	第24条		○						
土石の採取	第25条 第27条第1項			○					
土石以外の河川の 産出物の採取	第25条			○					
民地における土石の 採取	第27条第1項					○			
工作物の新築、 改築、除却	第24条、第26条				○				
土地の形状変更、竹木の 栽植、竹木の伐採	第27条第1項					○			
土地の占用期間の更新	第24条		○						
工作物に係る土地の 占用期間の更新	第24条				○				
河川区域内の土地に おける物件の洗浄	令第16条の8 第1項							○	
河川区域内の土地における 物件の堆積又は設置	令第16条の8 第1項								○
河川区域内の官有の土地に おける堆積又は設置	第24条、令第16 条の8第1項	○							○

(注) 1 様式第8とは、河川法施行規則中、別記様式第8をいい、同欄の甲又は乙は、甲用紙と乙用紙を示す。

2 甲欄の条名は、甲用紙に記載すべき条名を示す。

2 申請書及びその添付図書の記載は、次の記載例を参考の上、記入させること。

(一) 記載例4

〔工作物の新築等の許可申請書〕

(甲)

許 可 申 請 書	
	文書番号 年 月 日
静岡県知事	様
	住所 静岡市足久保奥祖〇〇 ××番地
	申請者
	氏名 安藤太郎 印
	24
別紙のとおり河川法第 〇 条の許可を申請します。	
	26

備 考

- 1 文書番号は個人申請については必要ない。
- 2 申請年月日は申請書を提出する年月日を記載する。
- 3 宛名は静岡県知事とする。
- 4 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 施行規則第39条の規定により許可の申請を同時に行うときは、「第〇条」の箇所根拠条文をすべて記載すること。

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)	
1 河川の名称	一級河川安倍川水系足久保川
2 目的	宅地造成に伴う樋門の設置のため
3 場 所	静岡市足久保奥祖字〇〇××番の△地先
4 工作物の名称又は種類	樋 門
5 工作物の構造又は能力	ステンレス製スルースゲート (0.8m×0.8m) コンクリート四面張 その他申請添付図面のとおり
6 工事の実施方法	土留用矢板を打設し、堤防を開削して施行する。 工作物の上下流に護岸工事を施行する。 その他申請添付図書のとおり
7 工 期	許可の日から 60 日間とする。
8 占 用 面 積	150 平方メートル
9 占 用 の 期 間	許可の日から 年 月 日まで

備 考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川の名称は、水系名、河川名を記載すること。
- 3 場所は、市町村、大字、小字及び地番又は地先を記載すること。
- 4 占用面積については、面積の単位は平方メートルとし、小数第2位を四捨五入し、少数第1位にとどめる。
- 5 河川管理者以外の者が、その権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除却にあっては、「占用面積」及び「占用の期間」について

は、記載しないこと。この場合、所有者の承諾書を添付すること。

- 6 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については変更前のものを赤色で併記すること。

〔工作物の新築等の許可申請に係る添付図書〕

- (1) 新築等に係る事業の計画の概要を記載した図書（工作物を当該場所に設置する理由を含む。）
- (2) 縮尺 50,000 分の 1 の位置図
 - イ 許可申請箇所を○印で示し、「申請箇所」と朱書きすること。
- (3) 工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図
 - イ 縮尺 2,500 分の 1 以上
 - ロ 申請位置の上、下流の流水、その他に影響あると思われる適当な区間とする。
 - ハ 堤防、護岸、水制、寄洲等の状況、流水の方向及び道路等必要なものを図示し、申請工作物及び関連施設などについて平面的な外形配置のわかる図面とすること。
 - ニ 河川区域、官民境界を朱線で明示すること。
- (4) 工作物の設計図（工作物の除却にあっては、構造図）
 - イ 断面図
 - (イ) 縦断面図は縮尺縦 100 分の 1、横 1,000 分の 1
 - (ロ) 横断面図は縮尺縦 100 分の 1、横 100 分の 1
 - (ハ) 横断面図の間隔は 50m 以内とする。
 - (ニ) 申請工作物と河床が河川管理施設との関係を知ることができる図面とする。
 - (ホ) 実測年月日を記入すること。
- ロ 構造図
 - (イ) 縮尺 100 分の 1 以上
 - (ロ) 申請工作物と河川横断の関係を知ることが出来る図面とすること。
 - (ハ) 堤体横過して設置する工作物など（樋門、樋管等）は工作物の断面、水路の断面、流下勾配、敷高、H・W・Lなどの数値、改修計画定規断面との関連を明示すること。
- ハ 構造詳細図
 - (イ) 縮尺 50 分の 1 以上
 - (ロ) 必要箇所について記入

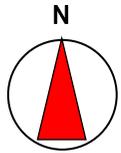
- (ハ) 申請工作物設置のため仮締切を必要とするものが、詳細図を添付のこと。なお、仮締切工法 H・W・L の数値などを明示し掘さく堤防との関係を併せて明示すること。
- (5) 工事の実施方法を記載した図面
 - イ 工作物の新築等に係る工程表
 - ロ 工事仕様書
- (6) 占用する土地の面積計算書及び大量図
 - イ 縮尺 1,000 分の 1 以上
 - ロ 計算書は原則として大量図に記入すること。
 - ハ 計算内訳は占用面積、作業面積別にすること。
- (7) 工事費概算書
- (8) 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行なう場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行なう場合にあっては、当該新築等を行なうことについて申請者が権原を有すること又は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - イ 土地所有者の同意書又は契約書の写
- (9) 新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - イ 必要がある場合は市町村長の意見書
 - ロ 自然公園法の適用される箇所にあつてはその許可書の写
- (10) その他参考となるべき事項を記載した図書
 - イ 土地台帳図写
(公図及び謄本)
 - (イ) 縮尺 1,000 分の 1 以上
 - (ロ) 法務局保存土地台帳図写とする。
 - (ハ) 申請位置を朱書で明示すること。
 - (ニ) 河川区域、官民境界を朱線で明示すること。
 - ロ 工作物の新築等に係る場合に必要なら度添付すべき図書
 - (イ) 地質資料
 - (ロ) 注水行為に係る浄化施設詳細書
 - (ハ) 注水行為に係る水質分析表
 - (ニ) 構造物安定計算書
 - (ホ) 工作物管理計画書
 - ハ 現況写真

参考事例(農道舗装の占用)

平面図 S=1:●●

旗上げの記載は、(乙の4)工作物の名称及び種類、構造又は能力、占用面積(延長)を意識して記載例)

共同支線 亜鉛メッキ鋼より線 外径 9.6mm 10m×2条

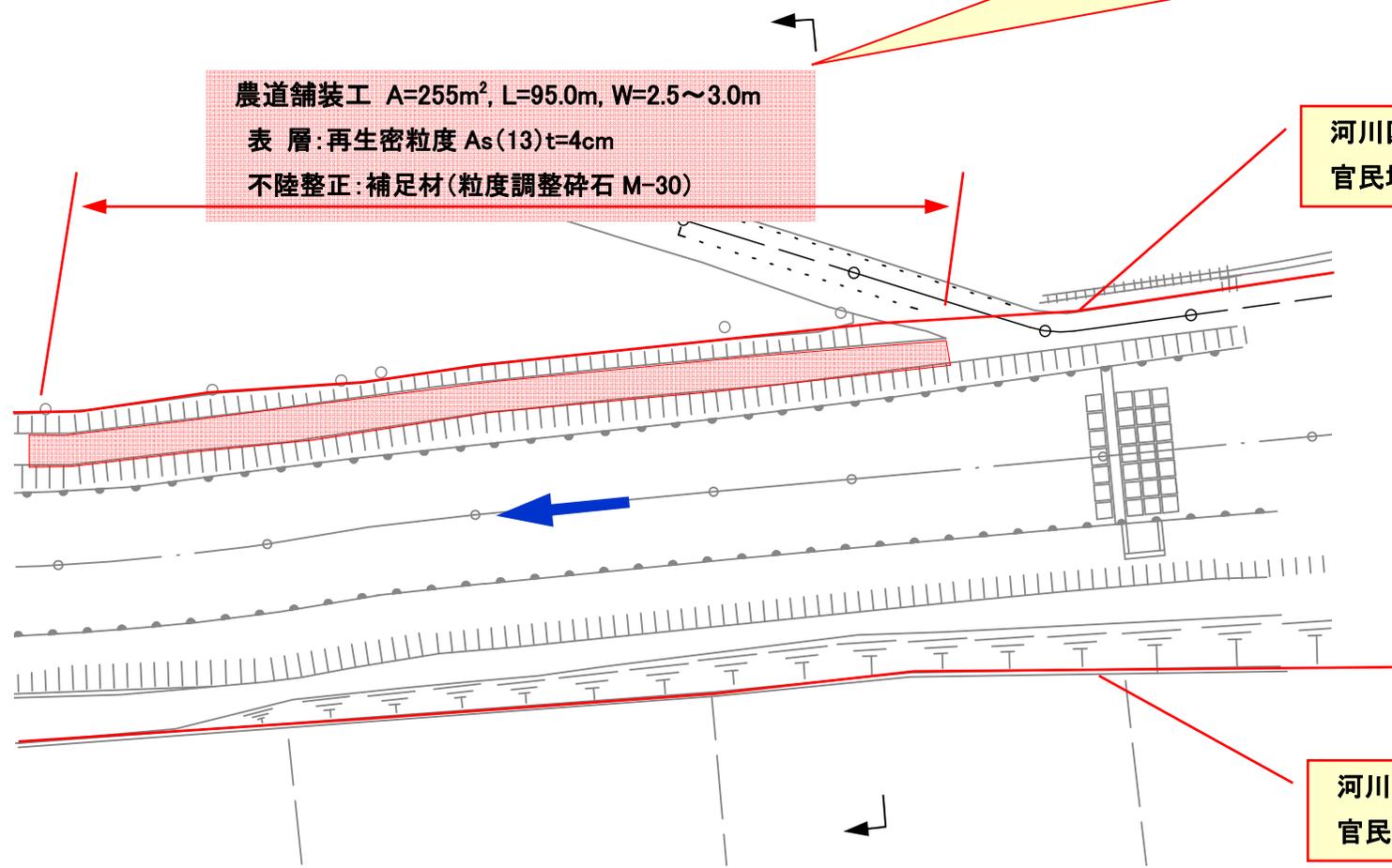


農道舗装工 A=255m², L=95.0m, W=2.5~3.0m

表層:再生密粒度 As(13)t=4cm

不陸整正:補足材(粒度調整碎石 M-30)

河川区域
官民境界



河川区域
官民境界

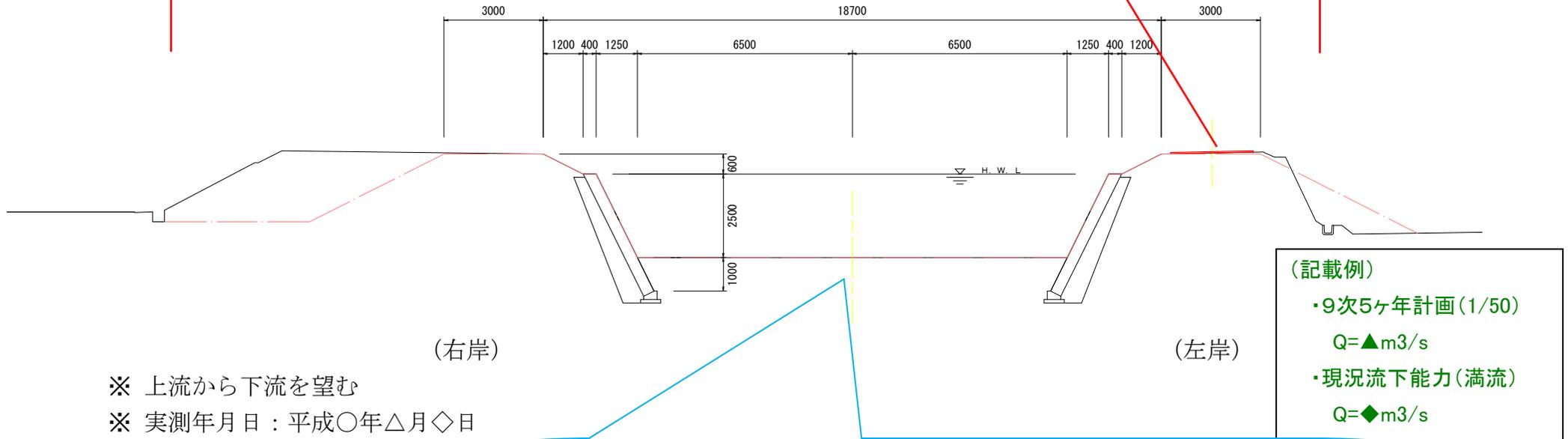
参考事例(農道舗装の占用)

横断面図 (NO. 18+10.00) S=1:◇◇

河川区域
官民境界

河川区域
官民境界

農道舗装工 A=255m², W=2.5~3.0m
表層:再生密粒度 As(13)t=4cm
不陸修正:補足材(粒度調整碎石 M-30)



※ 上流から下流を望む

※ 実測年月日:平成〇年△月◇日

(記載例)

・9次5ヶ年計画(1/50)

Q=▲m³/s

・現況流下能力(満流)

Q=◆m³/s

・横断面図の記載範囲は、“有堤”または“掘込河道”がわかる範囲(左右岸の法肩から河川外へ20m程度)とする。また、河川区域、H.W.L、占用工作物等を記載する

・H.W.L及び計画流量は、最新の河川整備基本方針を使用(企画班河川担当等に確認)

・第9次治水事業5ヶ年計画(1/50)が最新計画の場合もある

・現況河川が未整備の場合、必要に応じて現況流下能力を算出し、計画流量と比較する ※参照(記載例)

・横断面図への流下能力等の記入方法については、企画班河川担当等に相談すること